



2021年12月17日

各位

上場会社名	株式会社ショクブン	
代表者	代表取締役社長	吉田 朋春
(コード番号)	9969)	
問合せ先責任	執行役員管理本部長	伊藤 久日
(TEL)	052-773-1011)	

### 臨時株主総会招集のための基準日設定及び臨時株主総会の開催 並びに資本金の額の減少（減資）及び剰余金の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）招集のための基準日設定及び本臨時株主総会の開催並びに本臨時株主総会の付議議案について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 本臨時株主総会に係る基準日について

本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2022年1月2日（日）を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

##### (1) 基準日

2022年1月2日（日）

##### (2) 公告日

2021年12月18日（土）

##### (3) 公告方法

電子公告（当社ホームページに掲載いたします）

<https://www.shokubun.co.jp/>

#### 2. 本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案について

##### (1) 開催日時

2022年2月25日（金）午前10時

##### (2) 開催場所

愛知県名古屋市名村区名駅4丁目4-38 ウィンク愛知1301号室

##### (3) 付議議案

資本金の額の減少及び剰余金の処分の件

#### 3. 資本金の額の減少及び剰余金の処分について

##### (1) 資本金の額の減少及び剰余金処分の目的

現在生じている繰越利益剰余金の欠損を填補し、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保すること及び適切な税制の適用を通じて財務内容の健全性を向上させ、株主様の期待に資することを目的として、資本金の減少及び剰余金の処分を行うものであります。

具体的には、会社法第 447 条第 1 項の規定に基づき、資本金の額を減少し、これをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第 452 条に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替え、繰越利益剰余金の欠損填補に充当するものであります。

なお、発行済株式総数を変更することなく、資本金の額のみを減少いたしますので、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではございません。

また、資本金の額の減少は、貸借対照表の純資産の部における勘定科目の振替処理に関するものであり、当社の純資産及び発行済株式総数には変更はございませんので、1 株あたり純資産額に変動が生じるものでもございません。

(2) 資本金の額の減少の要領

① 減少すべき資本金の額

資本金の額 1,935,735,000 円のうち 1,835,735,000 円を減少し、減少後の資本金の額を 100,000,000 円といたします。

② 資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額 1,835,735,000 円の全額を、その他資本剰余金に振り替えることといたします。

(3) 剰余金の処分の内容

上記(2)①の資本金の額の減少が効力を生じることを条件として、次のとおり会社法第 452 条の規定に基づき、上記(2)②により生ずるその他資本剰余金の額 1,835,735,000 円を繰越利益剰余金の欠損金の額を上限として欠損填補に充当いたします。

① 減少する剰余金の項目及びその額	その他資本剰余金	881,419,690 円
② 増加する剰余金の項目及びその額	繰越利益剰余金	881,419,690 円

(4) 資本金の額の減少の日程 (予定含む)

取締役会決議日	2021 年 12 月 17 日 (金)
債権者異議申述公告日	2022 年 1 月 7 日 (金)
債権者異議申述最終期日	2022 年 2 月 7 日 (月)
臨時株主総会決議日	2022 年 2 月 25 日 (金)
効力発生日	2022 年 2 月 25 日 (金)

(5) 今後の見通し

本件は、貸借対照表上の純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、純資産合計額に変動は生じません。なお、上記内容につきましては、2022 年 2 月 25 日開催予定の臨時株主総会において承認可決されることを条件としております。

以 上